

(2) 図書館学教育部会幹事会案について

志保田務（日本図書館協会図書館学教育部会長）

1 はじめに

図書館法第5条には「次の各号のいずれかに該当する者は司書となる資格を有する」とある。2008年6月の改正で、同条第1項はこの「資格を有するもの」の第一を「大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定めると図書館に関する科目を履修したもの」（同第1号）とした。

改正前当該規定は「大学を卒業したもので大学において図書館に関する科目を履修したもの」（旧第5条第1項第2号）であり、“省令で科目を定める”とされていなかった。そこでその“科目”（単位数）は、司書講習科目規定（旧第1号規定）にヤドカリして、58年の年月を過ごしたのであった。（注）

今般の図書館法改正で省令上に規定されることになった“大学における科目”（及び単位）が、どのようなものとなるのか、焦眉のときを迎えている。

しかし、その省令に規定されるであろう“大学における図書館に関する科目”の案のようなものは、本日の公開検討会に至るまで、姿形が示されていない。

2 日本図書館協会図書館学教育部会の立地

2.1 大学における図書館に関する科目の省令化

ここにあって、日本図書館協会（以下、JLA）図書館学教育部会（以下、当部会）としての態度を明白にすべきである。しかし、対象が不明の状態では、伝統的な形で対応するほかない。

図書館法第5条第1項第1号が「大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定めると図書館に関する科目を履修したもの」（同第1号）と規定したことは、まず評価できる。

すなわち、司書養成制度を司書講習（科目）依存の状態から解放することを当部会活動の、1970年代以降、厳しく追求していたからである。

2.2 短大での司書養成の継続と司書講習の継続

しかし、司書・司書補講習の廃止、司書資格を与

えるための基盤組織を四年制大学とし、さらに大学院を基盤とすることといった点の主張は、今般の図書館法改正では実現しないことが明白となった。

これらのことは図書館学教育の格の点から言えば残念なことである。諸外国と比較しての養成レベルの低さが継続することとなった。

しかし、当部会はJLA内の委員会であるため、図書館法に基づいて養成する司書の受け入れ先である公共図書館（部会）や、養成課程を実行・展開する大学・短大法人と意見調整する必要があり、上述のようなことを強引に主張することに躊躇がある。総会、評議会、理事会、常務理事会で意見を聞いた。結果として、現在においては、図書館法が規定するとおり、短大での司書養成の継続及び司書講習の継続を、追認せざるをえなかった。

2.3 大学院、上級司書に関する視界

しかし、大学院教育課程への進展の視野を遮断することはできない。そうしたなか、図書館法に立つての司書養成課程は、入門課程と把握することとする。そして専門レベルの図書館情報学教育を大学院で展開し、また現職者のキャリアアップ課程を、JLA専門職制度にゆだね、さらには社会人大学院につながる。館種にとらわれず評価する検定を模索するLIPERの検定試験とも接触を続けて行くものとする。

3 「大学における図書館に関する科目」と当部会

当部会は、司書養成のための科目を充実することを主張してきた。（大学基準協会案38単位、当部会案24単位など。）

今般、図書館法改正の下での省令による「大学における科目」の規定化に関し、当部会では2007年の研究集会から検討を始めた。しかし省令に新たに規定されるであろう“大学における図書館に関する科目”の原案が非公開のままでは、検討の足場がない。

そこで現行省令の（しかも司書講習科目）の、20単位科目を対象に系統的把握を試み、時代にどう対応するかを図った。なお科目名称もそれに借りた。処理過程のことゆえ、旧態依然との批判は当たらない。

3.1 現行科目、単位に関する批判、検討

現行「20単位」が不十分との認識で一致。専門教育としての図書館学の立場を求める方向を出した。

1996年の省令改定の際に当部会が出した24単位案（生涯学習を加えていないので、これを加えることが常態化した今日、プラス・アルファとなる）を基盤に出発した。

しかしここでも、短大等での開講時間数を勘案せざるを得ない。図書館法による司書養成を「入門課程」と理解するわれわれの対場から言えば、いたずらにこの法の下（の省令）で、司書養成のための単位、時間数を増やすことにはむしろ賛成できないという立場にある。

3. 2 時間数による判断

大学設置基準によれば、「1単位」は15時間または30時間をもって実行される（1時間は45分）。両者の相違は予習、復習に課せられる時間数の違いによる。現にこの「1単位」を15時間でなく、30時間に設定している司書課程の例が、『日本の図書館情報学教育2005』（日本図書館協会、2008年）などを見ても少なくない。「30時間」で実行しているならば、単位数の表示を「2単位」と表示しても問題はない。仮に現行（司書講習科目）の1単位科目は8科目あるが、こうした1単位科目のうち「30時間」で実施されている例は、演習科目4単位分であり、これを倍に計算すると計24単位となる。当部会が24単位+ α を主張する根拠がここにあるのである。

3. 3 当部会幹事会案

正規原案のない状況で、部会（総会）の議論を集約することは困難である。省令案を練っているらしい「これからの図書館検討協力者会議」へ意見を出す必要をおぼえ幹事会では提案をまとめた（2008年5月31日）。ただしあくまでも幹事会としての案である。

前提で「大学における科目」は図書館法が法対象とする公共図書館の専門的職員、「司書」に的を定め、大学内の正規教育でその資格を付与するための科目と把握する。これらの科目は、司書養成のための入門科目であり、「図書館情報学の入門科目」と位置づける。

①「大学における科目」の科目の系統分け
基礎、サービス、情報メディア、特論とする。

a. 基礎科目：7単位。「図書館経営論」を1単位から2単位とする。図書館特論の活用：より高度の演習や実習実施等への活用を図る。

b. サービス科目：9単位。

「レファレンスサービス」、「情報検索」の両演習は

重複があるので一本化。

c. 情報メディア科目：8単位。図書館情報処理に関する図書館情報技術の基礎の科目を「情報技術」などとして新設する。

d. 特論：1単位。

②単位：図書館学教育部会では、1996年の法改正で、24単位案を出し総会決議を得ている。これに、図書館特論の1単位を加え25単位とする。増単位分は原則、演習単位の倍増にあてる。従来1単位科目は抱き合わせ科目として展開する弊害が指摘されるが、1単位ものを機械的に倍単位とすることはない。「1単位」は15時間に統一する。対処は各大学の判断に委ねるべきである。こうした単位設定は短大を含め大学内の資格教育課程で無理なく行いうる範囲と考えた。

③養成の教育機関における司書課程担当教員を2名以上にするとという、1996年当時の指針の文科省に維持、より明白な指導がなされることを望む。

4 まとめ

以上は当部会幹事会による検討を踏まえたものである。しかし、部会全体での検討が必要である。また、パブリックコメントに向けて、意見を更に出してゆく必要があり、幹事会とても研究集会等の場所を用意する意図がある。9月19日の全国図書館大会第10分科会で深く耕すときを持つ予定である。また、文部科学省の締め切りに間に合えば12月13日（土）の大谷大学における研究集会でも議論する。

図書館法は第5条第1項第1号にこれを規定し、司書講習科目への依存状況を覆し、大学教育に主体の位置を与えた。司書講習体制脱出の第一歩であるが、積み残した問題は多い。例えば新旧司書講習科目との調整、読み替えなどの問題がある。

なお、本稿は、『図書館雑誌』2008年9月号に掲載した、志保田務による「図書館学教育部会幹事会案について」と、基本的なところで重なる部分があることをお断りしておく。

注)

図書館法施行規則（文部科学省令：省令）は、改定予定であるが、現在第4条第2項において「司書の講習を受ける者がすでに大学において修得した科目の単位であって前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定による修得した科目の単位とみなす。」と

しており、司書課程が講習科目に依拠するという根拠を与えているものと解される。